告示

○総務省告示第三百五十七号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行ったので、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十六日　総務大臣　野田　聖子

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
東京電力株式会社	第ＫＴ０２２１－０３８１号	平成二十五年二月一日	福島県東白川郡棚倉町逆川地区、天王内地区、上台地区、堤地区、石川郡浅川町大字浅川、大字東大畑、大字簑輪、大字根岸、大字中里、大字松野入、大字袖山、大字大草字風口前１４－３、大字滝輪、大字太田輪、大字小貫
北設広域事務組合	第ＴＫ００９０－００８４号	平成二十八年四月一日	愛知県北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村

○総務省告示第三百五十八号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十六日　総務大臣　野田　聖子

一　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

変更前の指定再放送事業者の氏名又は名称	変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社ジェイコム小田原	株式会社ジェイコムイースト	第ＫＴ０１６６－０１６５号	平成二十八年四月一日	宮城県仙台市青葉区、宮城野区、若林区、泉区、富谷市（旧黒川郡富谷町の区域に限る）、黒川郡大和町、群馬県前橋市（旧前橋市の区域に限る）、高崎市（旧高崎市の区域に限る）、伊勢崎市（旧伊勢崎市の区域に限る）、渋川市有馬、行幸田、藤岡市（旧藤岡市の区域に限る）、安中市東上秋間地区安中榛名駅前ニュータウン、埼玉県新座市野寺４丁目、千葉県野田市、柏市、我孫子市、鎌ケ谷市の各全域、白井市白井、根、復、河原子、折立、木、神々廻、中、冨士、名内、富塚、西白井４丁目の各一部、東京都世田谷区、板橋区、江戸川区、三鷹市大沢、新川、中原、野崎、北野、調布市、町田市、小平市、狛江市西野川、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市（旧田無市、旧保谷市の区域に限る）、神奈川県横浜市西区、中区、南区、磯子区、瀬谷区、青葉区奈良町、奈良１丁目から５丁目まで、緑山、川崎市多摩区、麻生区、相模原市緑区、中央区、南区、小田原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、足柄上郡開成町、愛甲郡愛川町春日台１丁目から５丁目までの各全域、角田、中津、棚澤の各一部
東京電力株式会社	東京電力ホールディングス株式会社	第ＫＴ０２２１－０３８１号	平成二十八年四月一日	福島県東白川郡棚倉町逆川地区、天王内地区、上台地区、堤地区、石川郡浅川町大字浅川、大字東大畑、大字簑輪、大字根岸、大字中里、大字松野入、大字袖山、大字大草字風口前１４－３、大字滝輪、大字太田輪、大字小貫
株式会社ジェイコム熊本	株式会社ジェイコム九州	第ＫＳ００５８－０１０９号	平成二十八年四月一日	福岡県北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、中間市、宗像市、古賀市、福津市、糸島市、糟屋郡粕屋町、熊本県熊本市中央区、東区、西区、南区、北区、合志市（旧合志町の区域に限る）、菊池郡菊陽町、上益城郡益城町
ビィーティーヴィーケーブルテレビ株式会社	ＢＴＶ株式会社	第ＫＳ００７９－００７７号	平成二十八年六月二十一日	宮崎県都城市、日南市、小林市（旧野尻町の区域に限る）、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、鹿児島県鹿児島市（旧鹿児島市の区域に限る）、曽於市（旧財部町の区域に限る）、志布志市